

明治初期佐賀地域の石代納状況

——明治四、五年について——

長 野 暹

- 一、はじめに
- 二、明治四年の石代納状況
- 三、明治五年の石代納状況
- 四、石代納と安石代納廃止問題
- 五、むすびにかえて

一、はじめに

幕藩制国家の貢租制は米納年貢を基調とするものであった。維新変革によって貢租制度も変更されてゆくが、本稿では米納年貢制から地租改正による金納制への過程で、一定の役割を果たした石代納について検討してみよう。¹⁾

幕藩期においても、石代納制は幕領などで広く行われていた。奥州地域の半石半永納制、上方の十分一太豆銀納制、三分一銀納などがあったが、石高制が幕藩制国家では前提であったことから、地域的に限られていた。

維新変革以後、中央集権体制の形成を目指した政府は、貢租制は「旧慣ニ仍ル」ことを政策基調として通達した

が、貢租制の統一化を計った。

廃藩置県前には、直轄県について、県役人が勝手に貢租制に手を加えることを認めなかった。一八七〇年七月二十四日には畑方について石代納を認めたが、田方は米納制をとった。これは米納年貢制を基調としたことによるが、一八七一年一月十三日には、租税の出納勘定を定め、置米金を設けることを指示した。

廃藩置県により、政府が行政権を掌握したことから、旧藩期の貢租制の統一化を目指したが、石高制を基調としたことから、米納貢租制は続けられ、旧藩期の貢租制が維持された。しかし、貢租米の販売について手直しをし、一八七二年八月十二日に田方についても石代納を認めた。これ以降石代納制が施行されてゆくが、貢租制の統一化ということから、石代納化を進めることが基調となった。一八七二年二月十三日に藩札で租税上納を認めていたこともあって、石代納は藩札回収にも役立ったことから、貨幣制度の統一化の推進ともなった。

石代納は上米の平均値段をもって金納するため、米穀市場の存在が前提となるが、農民が米穀販売によって貨幣を得ることは必ずしも容易ではなかった。このため石代納を請負ったのが商人層であった。

石代納は貢租金納化という面では、地租金納化の前提をなすものであったが、これは地域における米穀市場の広範な存在が石代納をもたらしたとみるか、政府の統一的貢租体制の整備を目指す政策により推進されたとするかの問題でもあり、明治初期の経済発展度に関わることである。文久二年に参勤制が緩和されたことから、江戸を中軸とした藩の財政運営は、国元中心に転換したが、これが年貢販売の米穀市場にも変化をもたらし、地域の米穀市場の形成となったかの検討が求められる。これは石代納政策とも関わることである。

石代納化は地租改正の前提をなすものであり、そのため石代納の進展状況を検討することは、地租金納の歴史的な前提の解明ということになる。そこで本稿では、佐賀地域について、石代納の進展状況を検討してみよう。紙数の関係もあり、本稿では明治五年までについて考察しよう。

注(1) 佐賀県内の石代納については、佐賀県農業史編纂委員会『佐賀県農業史』(佐賀県、一九六七年)一三六一—一三八頁参照。

(2) 「法令全書」明治三庚午年七月二十四日 第四百八十四(大蔵省)。

(3) 同右、明治四年辛未年一月十三日、太政官第十七。

(4) 同右、明治五年壬申八月十二日、太政官第二百二十二号。

(5) 同右、明治五年二月十三日、大蔵省二十号。

(6) 渋谷隆一「原蓄期における徴税請負制度の性格」(農業総合研究)一二巻四号)、丹羽邦男『明治維新の土地変革』(御茶の水書房、一九六二年)二〇七—二二二頁、宮本又次『小野組の研究』第三巻(大原新生社、一九六〇年)。

二、明治四年の石代納状況

明治四年九月十二日に伊万里県は、次のような伺い書を大蔵省に提出した。¹⁾

当秋貢米運振之義公廩費ヲ除之外、在来之蔵ニ罌置可然哉、就而者右米金分蔵納致置候通ニ而者致蔵支相納廉候付急ニ御運振御所分御座候哉

一 県地俵入目之義、従来尙俵ニ付国柵三斗式升壹合之定ニ有之、自余ニ不相双不都合之義ニ付、比節京柵之割

合ニ直シ、俵ニ付三斗三升ニ相改可然哉奉伺候也

辛未九月十二日

伊万里県

大蔵省御中

明治四年の貢米について、蔵納の場合は収納しきれないこと、国柵を京柵に切り替えることを求めている。

佐賀藩は明治二年に地方知行制を廃止し、上級給人層の家臣も本藩士並みとする措置をとったことから、給人層が取得していた給米も藩に一元化するようになった。廃藩置県以後も年貢徴収制で蔵入化され年貢米は蔵に集納されるようになったことから、蔵に集納しきれない状況にあった。このために蔵納前の措置について伺い出たものであったが、これは年貢米を換金化して、それを上納する石代納がまだあまり進展していなかったことを反映したものであった。

九月十二日の伊万里県の伺いに対しては、十月四日に

書面当秋貢米運振之儀旧貢^④二より可取計、俵入目之儀ハ伺之通可心得事

と、大蔵卿大久保利通名で通知してきた。維新政府は貢租体制については、旧慣維持政策をとっていたことから、伊万里県への通達も、それを適用したものであったが、これは石代納などの措置がまだ実施の段階にない状況が続くことを意味した。

廃藩置県時においては、年貢米の販売体制は、幕藩期の様式が継続していたが、これは年貢米の大坂への売却を基本としていた。明治四年八月に佐賀県は大蔵省に対して、貢米販売に関わる事項の伺い書を提出しているが、それには大阪での売却のことが次のように記されている。

元唐津県辛未貢米之内、大坂江廻漕売却代残金等同所租税寮江上納相整候段

とあり、旧唐津藩領域の年貢米が大坂で売られていることが出ている。「大坂表辛未廻米仕分帳^⑤」では、辛未米一九二〇石が「大坂廻米六千四百俵着船石高」とあり、大坂での販売にふれており、また「廻米六千四百俵蔵入蔵出シ貢米渡」として十二石七斗三升八合一勺が計上されている。

大坂での年貢米の販売体制が基本となっているが、これは元小城県の貢米扱いにも出ている。

元小城県辛未正租之内、米四千百八十八石三斗四升壹合七杓売米差出候代金之内、二千百九十式兩永六百六十三

両八分取納滞之未

と、小城県の正租販売のことが記されている。

正租米の扱いは、大坂への廻米がまだ基本的であったが、県内では石代納が進展しつつあった。明治五年八月五日に佐賀県から陸奥租税頭に対して「石代納ニ付御届」として次のような伺い書が提出されている。

元佐賀県昨辛未十二月石代納直段之義、最寄市町相場直段ヲ以相伺候処、坂府御出張租税寮江可伺方御達ニ付、其通取計候、右ハ辛未年迄ハ悉皆旧慣ニ依リ可取計旨御布達有之□□ヲ篤と了解不仕義ニテ、尚又先段□□ヨリ御巡廻ノ官員江相伺候処、辛未年迄ハ悉皆旧慣ニ依リ可取計旨御達ニ依リ、昨十二月石代納將又当六月石代納直段之義モ従前方法ノ如ク付記載之通取極取納皆済為致候□□最前ヨリ坂府租税寮エ伺置候、右石代直段外紙之通御指図相成、因テ右伺書御取消被下候様御届仕候処、一応御定為相成未義ニ而御省確定目安ニモ相触、今更御聞届難相成段御達有之候ニ付、今又御届申上候条、御省ニ於テ別件之情実被御聞啓御取許被来下様此段奉願候也

辛未十二月石代納直段隣県相場平均米一石二付

金四円四十四錢九厘八毛

壬申六月石代納直段佐賀東西市中相場平均米一石二付

同三円六十錢

右之通候也

壬申

八月五日

陸奥租税頭殿

佐賀県参事香川与一

とある。石代納直段の件で伺い書を提出している。明治三年十二月の石代納直段について、市町村平均相場を基にして申請したが、明治三年までは旧慣によって租税納入としていた方針を知らなかったため、改めて提出する旨が

表1 明治2年石代納の状況

米・金		内 訳
1. 米	190,735石5斗7合3勺	正税 但口米反米入テ } 小物成
1. 米	15,196石9斗6升9合9勺	
金	13,710兩 永384文	
合 米	205,934石4斗3升7合3勺	
金	13,710石 永384文	
内 米	67,890石5斗9升8勺	売米 石ニ付9兩永535文5厘替 石代納 但石ニ付9兩永316文
代金	646,663兩 永152文	
米	17,390石2斗6斗7合5勺	

注「官省進達」(明治五年自六月到九月)より作成。

記されている。

佐賀県が明治二年の蔵入として届け出た資料に、正租の石代納のことが記されているので、それを検討してみよう。表1のようである。

正租が一九万七三五石余、小物成が一万五一九六石余、金一万三七一〇兩で、合計米二〇万五九三四石余、金一万三七一〇兩とある。このうち、米一万七三九〇石余が石代納である。正租と小物成を含めた米量の中で、石代納は正租米・小物成米総量の八%程度である。一方、納入された米のうちで売米になったのは六万七八九〇石余であり、三三%に相当する。石代納はあまり進展していない。

佐賀地域は幕藩期には貢租の石代納化は殆んど行われていなかった。この状況が明治二年の貢租の納入状況にも出ている。これが明治三年になると多少変化する。表2から検討してみよう。「従辛未七月十五日至同九月晦日」とある出納勘定であるが、正租分と石代納分とが記されている。正税総量三万六七一六石余のうち石代納されたのは七〇四六石余であり、これは正租量の一九%に当たる。この限りでは明治二年の段階よりも石代納が進んでいるとみなされる。これを石代納が進展したことの反映とみた場合、それを米市場が発達したことによるとみるよりも、むしろ石代納化政策の影響とみる方が適切であろう。一年も経ないで正租に対する石代納率が八%から一九%と倍増していることは、市場経済化の進展とみるよりも、政

明治初期佐賀地域の石代納状況

表2 明治3年9月期石代納状況

米・金	内 訳
1. 米 15,501石8斗9升8合6勺 金 59,494両 永682文	} 7月14日残 正税 夫料 正税石代 但し石ニ付平均6両 永210文9分替 新税
1. 米 36,716石7斗6升6合8勺	
1. 同 2,786石6斗6升8合6勺	
1. 金 43,703両 永801文5分 此米 7,046石7斗3合4勺	
1. 同 3,741両 永482文2分	
合 米 55,042石5斗2升9勺 金 107,009両 永965文7分	

注「官省進達」(明治五年自六月到九月)より作成。

表3 蓮池藩貢租売米状況

米・金	内 訳
1. 高 20,432石1斗8升6合6勺2札 米 17,898石9斗4升1合3勺 米 9,235石4斗7升9合 金 83,119両 永311文 金 2,026両 永47文7分	貢米 正租売米 正税売米代 石ニ付9両替 雑税

注「官省進達」(明治五年自六月到九月)より作成。

策によるものとみなした方が適切である。
このことを旧蓮池藩の状況から検討してみよう。

明治四年に作成された「肥前国蓮池己巳歳入歳出明細書」に示された貢米納入状況をみれば、表3のようである。

貢米一万七八八九石九斗余とあり、このうち九二三五石四斗余が売米されたとある。石代納については記されていない。従来蓮池藩では石代納は基本的には存在しなかった。これが明治二年にも出ているとみることもができる。表3に関してみれば、蓮池藩では明治二年に石代納は殆んど問題になっていなかったと解せられる。藩制期に、石代納が殆んど進展していなかったことがここに出ている。

貢租石代納化がとられるようになるのは、明治五年頃からである。明治五年十月に佐賀県が大蔵省に提出した石代納に言及した

書類に次のようながある。

元伊万里県・元唐津県辛未租税石代之内、贖金金札上納仕度言々奉願候処、事実無余義相聞候付、比度限り御聞届有之、尤御勘定払組之義及ヒ贖金金札造為之品ヲ分ケ、夫ニ枚顆ノ数ヲ以別途ニ納候儀更ニ可伺出旨御指令候、依テ左之通造為枚顆ノ数ヲ分ケ御届仕度候、辛未租税石代之内ニ付、租税寮ニ上納仕可然哉此段奉伺奉

とある。石代納金の中に贖札があつたことに關する取り扱い方を大藏省に伺い出たものであるが、かなりの石代納金⁽⁸⁾が上納されていたことは、同文に続けて記された次のような言及から窺うことが出来る⁽⁹⁾。

一贖金高千五百六十八兩壹分

内

銀貳分判千五百六十八兩

同貳朱金壹分

右者伊万里県辛未正租石代之内、当壬申五月上金貳分判五万兩之内正金上納残本文之員數届置

一贖紙幣官札六拾三兩三分

内

贖紙幣拾兩札四枚

同五兩札三枚

同壹兩札八枚

同壹分札三枚

右ハ元唐津県辛未正租石代之内、当壬申五月上金貳分判千兩官札二万三千百九十四兩永九百拾壹六分合計貳万四千百九十四兩永九百拾壹文壹分之内、上納残本文之員數贖紙幣

元伊万里県の明治三年の石代納金が貳分判金で五万両納入されたこと、元唐津県では官札二万三一九四両が石代納金があったことが記されている。藩札での石代納金の納入が認められたことが、石代納の進展となっている。

注(1) 「官省進達」明治四年自七月到十二月(佐賀県立図書館蔵、以下特に記さない限り、史料は同館蔵)。

(2) 「府県史料 佐賀県史料—政治部(国立公文書館蔵)。

(3) 「官省進達」明治四年自七月到十二月。

(4) 「官省進達」明治五年自六月到九月。

(5) 同。

(6) 同。

(7) 同。

(8) 同右、明治五年自七月到十一月。

(9) 同。

三、明治五年の石代納状況

明治五年になると石代納政策は一段と進められた。明治五年十月十二日に佐賀県権令多久茂族は陸奥租税頭に対して「貢米石代納平均伺」を提出したが、それには次のように記されている。

太政官第二百二十二号貢米石代納府県庁へ上納期月御布告有之、右者全ク石代納之義ニ可有之、就而ハ出所之儀ハ積船差港之次第取計候儀者勿論ニ候得共、遠海之処廻漕期月相延候義モ有之候而ハ村方往来之慣習有之貢納不都合ヲ生シ候モ難計且華士族等家祿渡之義モ官倉へ受取置、村方手離致シ候ハテハ是同様之都合有之候ニ付、右正納之儀者本年十二月限皆納相整可然哉

とある。⁽¹⁾ 政府が大政官布告二二二号で石代納期限を定めたことに關して、正租米の納入期限について問うたものであるが、これからして、佐賀県でも本格的に石代納のことを検討することになった様相が窺える。これは石代納価格のことについて、前文に続けて次のように伺いをしていることにも出ている。

壬申年ヨリ田畑貢米ハ勿論雜稅米ニ至ル迄、其所最寄市町十月朔日ヨリ十一月十五日迄上米平均直段ヲ以金納之義相願候分者被差許旨御規則ニ候処、其所最寄相場平均ニテ者同管轄中東西箇所々々区々ノ石代ト相成且村方之義モ最寄箇所々々ニ依リ相場相立候而ハ区別難立都合有之候ニ付、先般納所相場平均ヲ以十月金納石代被相立候儀ニ付、管下樞要市町左之箇所御省仕置候ニ付、其四カ所へ上米平均直段ヲ以御規則通取計可然哉

佐賀郡佐賀町

基肄郡田代町

松浦郡伊万早町

同 郡唐津町

とある。石代納値段の平均相場に關するものであるが、県内の主要な場所四カ所の平均相場にしたい旨を申し出ている。

石代納値段について、太政官の指令に基づいて、佐賀県が対応している様相が出ている。

石代納のために米平均相場の算定が課題になってきたことから、佐賀県は米相場の調査を行い、明治五年十月二十日に「米相場之儀ニ付御書」として、

当壬申九月中佐賀町米相場別紙之通ニ御座候、此段御届仕候也

と、佐賀町の米相場を届け出ている、それは表4のようである、上米、中米、下米の値段を九月上旬、中旬、下旬について調査し、その平均相場を算定している。石代納に關する段取が整えられつつあることが窺われる。

表4 明治5年9月の米価

時期	等級	価 格	
9月上旬	上米	1石付代金	3円10銭2厘
	中米	〃	3円20銭2厘
	下米	〃	2円91銭1厘
9月中旬	上米	〃	3円10銭2厘
	中米	〃	3円20銭2厘
	下米	〃	2円91銭1厘
9月下旬	上米	〃	3円10銭2厘
	中米	〃	3円20銭2厘
	下米	〃	2円91銭1厘
平 均	上米	〃	3円10銭2厘
	中米	〃	3円20銭2厘
	下米	〃	2円91銭1厘

注「官省進達」(明治五年自七月至十一月)より作成。

石代納政策がとられつつあるが、貢組徴収では米納制を基調とする体制も維持されている。明治五年七月十七日に「貢米俵入二付伺案」が佐賀県庁内で作成されている。

当管内貢米俵入之儀、従前旧県ノ方法ニテ五千俵ニ込米二升五合三斗九合、俵二同二升一合五斗俵二同一升ト各々不同有之、且又上米平米等精粗ノ差別ヲ立テ、収納致来候得共、当壬申秋ヨリ一段左ニ記載之通改正貢納為致候テ可然哉至急御差図被下度、此段奉伺候也

貢米俵入四斗

込米俵二付二升

と、佐賀藩時代の貢租米の一俵当りの込米に関するものがあり、五斗俵では二升五合、三斗九合俵で二升一合、三斗俵で一升の込米があり不同なので、貢米俵を四斗俵とし、込米は二升到統一したいとするものである。貢米俵に関するものであるが、米納制を基本とする様相が出ている。

貢米の販売も大坂米穀市場で行われていたことは、次のような事項にも出ている。明治五年八月に佐賀県は「辛未秋ヨリ壬申二月迄貢米大坂廻漕租税寮江上納調」を大坂租税寮に提出しているが、それには大坂への廻着量が伊万里県で米九二五四石、蓮池県で一五四五石、厳原県で七八〇石と計上されている。大坂に廻着し販売されたものは、大坂租税寮に上納されている。

このように旧来の貢租販売の体制が維持されているが、石代納政策が太政官達以降に実施されたことは、明治五年八月に佐賀県内で作成した大蔵省御伺案に、次のように記されていることから窺われる。

当県管内従前租税方法ノ儀今般外紙之通御指令相成候処、一般取調改正ノ見込相附兼候ニ付、当壬申年迄ハ旧慣
ニ据置、先以御指令ノ如旧佐賀県六ヶ年平均定免等差向不都合ノ件々左ニ記載ノ通改正見込相附奉伺候

とあり、明治五年までは貢租制は旧慣に据え置くことが認められている。このようなことから石代納はあまり県下
では積極的に推進されなかつたとみられる。明治五年九月十九日に唐津地域では戸長惣代が伺いを出している。

貢米之儀、元唐津榭ヲ京榭ニ量立本米四斗合米式升、予備米壹升、ノ四斗三升俵ニ仕立候御布告ニ御座候処、矢
張壹俵ニ付四斗式升之御勘定ニ相立、予備米壹升之儀者全欠減ニ相充俵入可仕と奉存候、此段御伺候、以上
とあり、唐津地域では、依然として貢米俵のことを問題にしている。

明治五年は旧慣による貢租納入ということもあつて、貢租俵のことが問題になつてはいるが、佐賀県は石代納相場
の算定は続けていた。明治五年十一月に陸奥租税頭宛に、次のような書類が作成されている。

当壬申租税石代当十月朔日より同十一月十五日迄管下四ヶ所日々相場ヲ以別紙之通平均、尤大豆納之儀ハ田代一
ヶ所之外ニ無之ニ付右一ヶ所ニテ平均相整御規則通上納申付候、因テ市町ヨリ差出候相場書相添行届仕候也
とあり、石代納相場の調査結果が報告されている。石代相場は佐賀県内の主要な町の相場が出されている。表4の
ようである。地域によつて差があるが、平均相米が上米、中米、下米それぞれについて出されている。

明治六年一月十九日には、「租税寮江御届案」として貢米取納蔵のことに關する書類が作成されている。

壬申年貢米確定之港訳左ニ記載之通御座候、因テハ最寄倉廣江悉皆運送為致置候ニ付、廻漕之手捌至急御指令被
下度、比段御届仕候

とあり、貢米販売のために各港に集納させ、廻米する手立の指示を求めている。各港の集納状況をみれば、表5の
ようである。三万石余の貢米が佐賀県内八か所の港に集められる体制がとられている。

石代相場の報告や貢米廻漕のことに關して報告されているが、石代納では増徴になる事態も出ている。

表 5 貢米蔵取納状況

取納量	貢米蔵所在地
米 1,900石	佐賀郡諸富江
米 1,300石	佐賀郡早津江
米 2,300石	佐賀郡船津江
米 3,135石	佐賀郡嘉瀬川江
米 9,340石	小城郡住ノ江
米 6,300石	藤津郡塩日ノ江
米 2,540石	藤津郡鹿島江
米 3,770石	松浦郡唐津江
合米 30,585石	

注「官省進達」(明治六年自一月到二月)より作成。

同出候得共、先御規則之通壬申年ヨリ其最寄日々相場別紙之通平均相場上品直段ヲ以取納申付置候、因テ相場書相添、此段御届仕候也

とある。旧藩時代には夏成の大豆、大麦、小麦は石代納制であり、相場の十分の一位の値段ですましていたことが記されている。これが政府の石代納相場による上納策によって増徴となり、このため増徴分の二〇%を勸業授産費用に当てる政府方針を實行する上で、石代相場の調査が必要なことから、大麦と小麦の八月一日から九月十五日までの平均相場を届け出ている。それによれば、一石につき上大麦が六八錢二厘毫毛、上小麦が五四錢貳厘八毛三とあり、また、大麦と小麦の相場も報告している。

明治六年二月九日に貢米廻漕の件で届け出る書類があるが、それには
 壬申貢米之内、石代納置米并管下ニ於テ買請人江払下之儀相達有之候外、全正米之分ハ云々急便ヲ以差出旨当一月廿七日附ニテ御達有之処、右ハ先般別紙確定港訳御届仕置候通ニテ其最寄倉廩江悉皆運送為致置候ニ付、至急積船御差向被下度、此段御届仕候也

佐賀県内では、旧厳原藩領域の田代地域は畠方は石代納制が一部とられていた。大豆、大麦、小麦などがそれであるが、これが政府の石代納政策によって増徴になっている。

明治六年一月に「租税寮御届案」として、次のような書類が作成されている。

基肄郡田代壬申夏成大小麦石代納之儀、従前ハ相場十分一位之低価ヲ以払下相成候、然処御布告第三百一号ニ改正増加高ト之間金ノ内、凡式割ヲ目途ト致シ勸業授産之要費ニ充候ト有之、右ハ詳細取調追テ受取方可

表6 明治5年石代納の状況

		代 金	1石ニ付
石代納	米 151,008石7斗4升4合	438,151円87銭1厘	2円90銭1厘5毛
	大豆 711石9斗2升2合	2,727円34銭5厘	3円83銭7毛
	大麦 193石3斗8升5合	131円91銭6厘	68銭2厘1毛
	小麦 35石8斗4合	55円23銭5厘	1円54銭2厘8毛
	合金	441,066円36銭7厘	
正米秋	米 147,465石		
	内		
	米 30,585石 廻漕 米 116,880石 置米		

注「官省進達」(明治六年自二月到三月)より作成。

とある^⑩。石代納や県内での買請人に払下げた分の残りの正米廻漕のことが記されているが、この残り正米高と各港への収納量は表5の通りである。三万五八五石が集められている。これは貢租米のうち、三万石ほどが県が廻米に廻わす分量である。これよりすれば、すでに貢米のかんりの量が石代納また買請人への払下げで処理されていることになるが、実際にはまだ十一万石位の置米が県内にあつた。

明治六年二月に租税寮に届け出る書類が作成されている。これには「壬申年貢米石代納正納之員数任訳左之通御座候^⑪」とあり、石代納と正米納の分量をそれぞれ明記している。

石代納になつてゐるのは、表6のように一五万一〇〇八石であり、正米納は一四万七四六五石である。石代納と正米納とが、ほぼ半ばする状況になつてゐる。ただ石代納の米と大豆については「一月三十一日限五分通収納仕方」とある。これよりすると、石代納分は五〇%程度しか収納されていないことになる。

明治六年三月十五日に佐賀県が陸奥租税頭に届け出た「壬申歳入凡積^⑫」には、米二九万八〇七五石五年四升八合、大豆七一一石九斗二升貳合一勺、大麦一九三石五斗八升五合七勺、小麦三五石八斗一合、金四万七六三八円七七銭とある。これよりすると、大豆、大麦、小麦はすべて石代納化されていたことになる。畑方石代納という政策を遂行している。

ところで、政府の安石代納廃止政策は、従来の慣行を無視したものであり、増徴という結果を来すことから、各地で反対運動が起ったが、佐賀県田代地域の大豆の石代納でも問題が生じていた。

明治六年二月に佐賀県は「租税寮御届案」として、次のような書類を作成している。

田代大豆石代ノ儀、其内一ヶ所平均相場而已有之候得共、仮令同所一ヶ所ニテ相場相立候トモ四ヶ所書上ヶ有之上ハ矢張四ヶ所平均相場無之テハ、取調方差支候ニテ、四ヶ所平均取調早々可申出旨御達ノ趣出張所方申越候、就テハ石代ノ義其最寄市町相場平均直段ヲ以金納相願候分ハ被差許旨ニ付、其所最寄相場平均ニテハ同管轄中東西ニ依リ、区々之石代ト相成且村方ノ義モ最寄ヶ所々々ニ依リ相場相立候テハ区別難致都合有之候ニ付、四ヶ所平均上米直段ヲ以上納可取計旨奉伺候処、管下一段之相場相用實際不都合無之上ハ、申立之通可相心得旨御指令ニ付、米ノ儀ハ四ヶ所平均御届仕、般豆之儀ハ田代一ヶ所ノ租納ニ付、其所相場平均相整外三ヶ所之儀ハ大豆納無之候得共、一段之代価見合之為メ書上候迄ニ有之、若シ御取調差支之儀モ有之候ハ、外三ヶ所書上之義ハ御取消シ被下度、

と、大豆石代納について言及したものであり、石代納の米価については、四ヶ所の相場を調べ平均価格を出すことが求められていた。大豆石代納は田代地域のみであったが、米と同じように外三ヶ所の相場も書き上げたとして、更に続けて、次のように記している。

右大豆之儀ハ従前^⑬年々低価ヲ以代納、此段隣国平均凡四部五部位ヲ以取極来候方法之処二百二十二号御布告安石代被相廢候ニ付テハ、村方難渋差起、去迎地所ハ現場大豆僅ナラテ出来立不申ニ付、正納連モ難成、再三歎願之次第モ有之候得共、一般之御改正ニ付精々加説諭随而第三百一号御布告之旨有之候ニ付、尚又御諭達石代納申付、即ニ五分通收納引合相整候ニ付、佐賀外ニヶ所大豆納無之場所ヲ今又取交平均相整候義實際難被行情実有之候ニ付、最寄御届仕置候通御聞届被成下度奉願候也

と記している。⁽¹⁴⁾大豆は隣国値段と比べて四〇%から五〇%も安い価格で代納させてきたが、安石代廃止が布告されたことから「村方難渋差起」と村方の難渋となり、それゆえ現物納としたいが僅かな量なので、それも出来ず、村方の歎願もあるけれども「精々加説論」、「尚又論達石代納申付」と説論して、政府の方針による大豆を石代納させ、五〇%ほどは取納したとある。

以上からすると、安石代廃止政策によって、田地域でも、村方から歎願があり、それに対しては県官が説論を加えて、政府方針の石代納を施行したことが窺える。

安石代廃止に対する不満が大きかったことから、政府は増徴分の二〇%を勸農興産に充当するようにとの指示を出したが、田地域では具体的にどう運営されたかは不明である。

石代納が次第に進展しているが、それは元唐津藩の華士族卒の家禄米の扱いについても現われていた。明治六年三月二日に租税寮に出す書類の中で、次のようなものが作成されている。

壬申貢米正納確定之港訳三万五八拾五石御届仕候内、唐津港ヨリ三千七百七拾石廻漕可相整之処、元唐津県華士族卒家禄渡方用正納之内老万式千四百七拾八石置米致居候処、其内式千六百六十二石村方石代相願候ヲ、同所出張所ヨリ確定港訳差出之節取捨不仕物落致粗漏之段届出候、就テハ先般確定之港訳御届仕候ニ付テハ、既ニ積船御手配可有之、若シ未タ御差廻シ相成居不申候ハ、右式千六百六拾式石丈石代差許度、就ハ唐津港方廻漕米三千七百七拾ノ内方差引残米千八百八石廻漕いたし度、尤積船悉皆相廻リ居御手配差支候ハ、右石代之分ハ家禄ノ内へ下ケ渡可然哉、至急御差図被下度奉伺候也

と、陸奥租税頭への伺い書が作成されている。

明治五年の貢米のうち、唐津港からは三七七〇石を廻漕する旨の書類を出したのに、唐津では華士族卒の家禄用の米一万二四七八石を貯穀する予定であったところ、二六六二石を村方が代納することを願ひ出たので、廻漕米の

うちから、その分を差し引き、残一一〇八石を廻漕してよいか、また、廻漕の手配が行われているのであれば、家禄置米のうちから差し引いてもよいかと伺い出ている。

石代納政策によつて、唐津地域でも石代納が進展していることが窺われる。前記の動き以後、すでに廻漕の手続も行われているので、家禄米を石代納扱いする段取となつている、左記のようにある。

書面唐津廩貢米石代正納之仕訳届出ニ付、家禄渡り引残り米三千七百七十石廻漕之御届相成座候処、今又石代願出候ニ付、廻漕米ノ内右差引可相成之処、先般確定之港訳御届相成、最早積般之手配も可有之ニ付、無抛家禄渡之内右石代被相渡方可然哉

とあり、廻漕手続が進行しているので、石代納の分は、家禄米のうちで処理するようになってい

一米壹万式千四百七拾八石郭内蔵納

内

九千八百拾六万 正米納

式千六百六拾式石 石代納

と、正米納と石代納が明記されている。

以上のことから、唐津落の石代納は明治五年の貢米扱いで生じたことが窺われ、それ以前は殆んど行われていなかったことを判明する。石代納の進展として、貢米の廻漕手続の過程で石代納量についての処理が行われているからである。これはまた、明治五年の石代納問題で唐津出張所の係員が、次のような進退伺いを提出していることも現われている。

身分進退伺

唐津郭内蔵納華士族卒家禄置米壹万式千四百七拾八石最前正米納之義訳指上候末、右置米之内ニ茂追々石代納願

表7 壬申租税石代納其外調

量	内 訳
1. 米263,606石5斗9升4合2勺	郡村地租
同 8石8斗3升3合2勺	美麗給田地租
大豆 711石9斗3升2合1勺	諸掛物入テ
大麦 193石3斗8升5合6勺	同
小麦 35石8斗3合	同
米 21,015石7斗4升2合8勺	諸掛物并諸料入テ
金 39,605円22銭3厘9毛	雑税
金 59,435円12銭	不用物払下代
内 訳	
米 147,465石	正米納
同 151,021石8斗6升9合7勺	石代納
此金 438,189円9銭5厘4毛	
大豆 711石9斗3升2分1勺	石代納
此金 1,777円20銭8厘	
大麦 193石3斗8升5分6勺	石代納
此金 131円51銭6厘	
小麦 35石8斗1分	石代納
此金 55円23分5厘	
金 99,040円38銭3厘9毛	雑物不用物代金
メ 米 147,465石	
金 540,193円93銭8厘3毛	

「官省進達」(明治六癸酉七月八月分)より作成。

出候と御差廻シ仕居候ニ付而者、御布告之御唱も有之、譬可否之御指令無之共、自余同様差引相立御届可仕之処、最前之俣ニ老万式千四百七拾八石之藏訳差上候儀就レモ疎漏之段重々奉恐入候、依之身分進退之儀奉伺候也
 明治六年十二月十八日

佐賀県参事石井邦猷殿

とあり、進退伺いを出している。石代納の取り扱い方に落度があつたとして出しているが、これは石代納が明治五年の貢

十三等出仕 桑原身直[㊦]
 十三等出仕 持永義方[㊧]

米納のときに生じた事態に由来しており、県官が新しい事態への適応で処置が適正にできなかったことを示している。この進退伺いに対しては、「書面不都合之至ニ候へ共、当節限不及其儀、以後念を可入義」との方向で処理する案が作成されている。
 明治五年の貢租石代納の状況をみれば、表7のようである。
 正米納が一四万七四六五石であるのに対して、石代納化され

たのは一五万一〇二一石余である。貢租の五七%が石代納になっている。大豆、大麦、小麦はすべて石代納化されている。

正米納は一四万七四六五石であるが、これは殆んどが士族卒族のための家禄米である。家禄が現米で渡されることもあつて、現米納が必要とされていた。この点からすると、現米支給の家禄制度が石代納化を阻んでいることもなる。家禄制度の改革が貢租制の整理上急を要する課題になっていることが窺われる。つまり、現米支給制がとられる限り、家禄米用の正米納を維持する必要があるからで、この点からすると、家禄制の変革がない限り、佐賀県の石代納化はほぼ限度に近い状況になっていたことになる。石代納が家禄制での米納の廃止を求める事態になっている。

家禄支給においても、貨幣渡しを政府は明治五年十月七日に「貫屬家禄賞典米棄児養育米等正米無之節ハ貢納ノ石代直段ヲ以代金渡可取計事」と布達しているが、佐賀県では、家禄の積極的な貨幣渡しは行われていない。これは新貨条例による新貨幣の発行が通告されながらも、佐賀県内では新貨幣の流通がまだ不十分であつたことによる。県内には旧藩札が主に流通していたが、その信用度は低下していた。このようなことから、正米に代わつて貨幣渡しにすることは困難であつた。これは正米納を家禄支給では前提とせざるをえないことであつた。

家禄の現米支給が石代納の進展を妨げる要因になっている。貢租金納化の推進上でも、家禄制度の改革つまり現米支給の廃止ということが避けられない課題になっている。佐賀県内の膨大な士族と卒族の存在が石代納にとって障害になっているが、他面では新貨幣の流通の不十分性が石代納化を抑えている。藩札回収が急を要する課題となつていた。

石代納に関して、藩札でもつて上納することを、政府は明治五年二月十三日に「旧藩々札製造ノ紙幣ヲ以租税上納ノ向ハ於地方員立会従来藩札取扱ノ者へ申付篤ト可遂検査」と認めていた。石代納に際しては、旧藩札でもつて

表 8 石代納金として納入された藩札

	藩 札		新貨額
旧佐賀藩札	金札	102,099円 内	此新貨102,090円89銭
	2分札	103,037枚	〃 51,518円50銭
	1分札	171,230枚	〃 42,807円50銭
	2朱札	57,711枚	〃 70,213円87銭 5 厘
	1朱札	8,952枚	〃 555円 2 銭 4 厘
旧小城藩札	金札	6,342両 内	此新貨 6,338円 8 銭 4 厘
	2分札	5,900枚	〃 2,950円
	1分札	7,156枚	〃 1,789円
	2朱札	8,505枚	〃 1,063円 2 銭 5 厘
	1朱札	7,568枚	〃 469円21銭 6 厘
	半朱札	2,153枚	〃 66円74銭 3 厘
旧佐賀藩札	銀札	478貫301匁 5 分 内	此新貨 6,408円40銭
	15匁札	840枚	〃 168円
	10匁札	43,000枚	〃 5,762円
	5匁札	7,140枚	〃 478円38銭
	3匁札	5 枚	〃 2 銭
旧唐津藩札	錢札	117貫986匁 内	此新貨 982円59銭 2 厘
	20目札	2,236枚	〃 373円41銭 2 厘
	10匁札	5,621枚	〃 466円54銭 3 厘
	8匁札	1,511枚	〃 101円23銭 7 厘
	6匁札	828枚	〃 41円40銭
旧嚴原藩札	銀札	499貫860目 3 分 内	比新貨 4,410円39銭 5 厘
	10匁札	12,831枚	〃 1,257円94銭 1 厘
	5匁札	31,708枚	〃 951円55銭 9 厘
	3匁札	32,353枚	〃 539円82銭 3 厘
	2匁札	27,531枚	〃 539円82銭 3 厘
	1匁札	10,556枚	〃 103円49銭
	5分札	636枚	〃 3 円11銭 8 厘
	1分5厘	102枚	〃 15銭
旧嚴原藩藩浜崎時發行札	錢札	1,010貫387匁 5 分 内	比新貨 7,576円89銭 7 厘
	50目札	2,704枚	〃 1,016円54銭 1 厘
	24匁札	150枚	〃 27円 6 銭 8 厘
	20目札	21,902枚	〃 3,293円53銭 4 厘
	12匁札	264枚	〃 23円81銭 9 厘
	10匁札	40,799枚	〃 3,067円59銭 4 厘
	8匁札	417枚	〃 25円 8 銭 3 厘
	5匁札	1,491枚	〃 56円 5 銭 3 厘
	3匁札	456枚	〃 10円28銭 6 厘
	2匁札	3,848枚	〃 57円86銭 5 厘
	1匁札	2,300枚	〃 17円29銭 3 厘
5分札	469枚	〃 1 円76銭 3 厘	
藩札 旧佐賀	金 札 7 万両	此 2 分札14万枚	此新貨 7 万円

上納すること、石代納金が促進されてきたが、藩札での上納状況を検討しておこう。
 明治六年五月に政府から西海道に出張を命じられた検査権助の中村義正が佐賀県参事石井邦猷他二名に対して
 「壬申租税石代当一月納之内、旧藩中製造之紙幣ヲ以、郡中ヨリ取立有之分、書面之通正ニ請取候也」と受取証を
 出しているが、それによれば金一九万七八〇七円二四銭八厘が一月分の租税石代納として藩札で上納されている。

「官省進達」(明治六年癸酉七月八月分)より作成。

石代納金として納入された藩札の内訳を示せば、表8のようである。

佐賀藩札は金札四種で新額で一〇万二〇九〇円が納入されているが、藩札枚数は三四万九三〇枚また金札二分札七万両で藩札十四万枚が納められている。また銀札で六四〇八円、藩札枚数五万九八五枚である。金札は明治二年に発行された藩札であることから、信用度も低く、これが石代納金として用いられたことが出ている。

小城藩札は金札五種で新貨額で六三三八円余が納入され、その藩札枚数は三万一二八二枚である。小城藩札も明治二年に発行されたので、これまた石代納に用いられている。

唐津藩札は四種で新貨分九八二円余の納入となっているが、ここでは錢札であり、納入された藩札枚数は一万一九六枚である。

厳原藩札は銀札七種で新貨分四四一〇円余が納入されている。藩札は一万五七一七枚が納入されている。また同藩浜崎発行札は十一種で新貨分七五七六円余藩札数は七万四八〇〇枚である。

石代納金を藩札で納入することを認めたことが、石代納の推進ともなり、また藩札の回収にも機能している。石代納は貨幣制度の整備にも役立つっており、これが政府の財政制度で貨幣を中軸にした運用を基礎づけるものとなっている。

注(1) 「官省進達」明治五年自七月到十一月。

(2) 同。

(3) 同右、明治五年自六月到八月。

(4) 同。

(5) 同。

(6) 同。

(7) 同右、明治六年自一月到二月。

- (8) 同。
- (9) 同。
- (10) 同。
- (11) 同。
- (12) 同右、明治六年自二月到三月。
- (13) 同。
- (14) 同。
- (15) 同。
- (16) 同。
- (17) 同。
- (18) 令「法令全書」、明治五年十月七日、大蔵省第四百十五号。
- (19) 佐賀県の藩札回収については、拙著『明治国家初期財政政策と地域社会』（九州大学出版会、一九九二年）参照。
- (20) 「法令全書」明治五年二月十三日、大蔵省第二十号。
- (21) 「官省進達」明治六年癸酉自七月到八月分。

四、石代納と安石代納廃止問題

石代納が進んでいるが、石代納金は政府通貨が流通しておらず、藩札が主な貨幣であつた旧佐賀藩領内では、石代納金は藩札で上納されていた。明治六年三月二十八日に陸奥租税頭に提出するために作成された書類には、次のようにある。

壬申石代五分通一月三十一日限、旧藩札ニテ村々ヨリ納金且雑税金等預証書ヲ以上納可相整之処、旧藩札引換検査之為メ中村検査権助出張ニ付、納金高左ニ記載之通差出候処、追テ検査ノ上同人受取証書ヲ以租税上納ニ相立

候様御達ニ付、其通取計候ニ付而ハ上納遅延ニ相成候条、此段御聞置可被下候

金貳拾四万三千六百八拾貳円七拾七錢壹厘八毛

と、石代納は藩札で上納されている。当時は藩札と政府通貨との交換の段取が取られていた、納入された藩札の石代納金は政府通貨と交換され、それが政府に納められる仕組みがとられており、その額は二四万三六八二円余となっている。これで五〇%の上納とあるので、金額は五〇万円に近くなる。

石代納が藩札整理に機能している。藩札で石代納金の上納を認めたことが、石代納を推進させる役割を果たしている。

石代納を県官が積極的に推進していることは、明治六年三月に従来の貢租制度の整備を伺い出た「反米其外廃止ニ付伺案」の中で、「口米ノ事」とある事項の中で「以来貢米義成丈ケ石代納取計ニ付而ハ、来ル辛未七月御布告従前高掛ヲ以テ納来候之段ノ内云々蔵前入用迄ニ金納ノ向モ有之候付、以来高掛ヲ以取立候義廃止」と口米整理の中で、できるだけ貢米を石代納で行うことを進めていることに言及しているにも現われている。

政府の石代納化推進政策を受けて、佐賀県では石代納を進める体制がとられているが、これは藩札での石代金の納入によって一層促進されている。

石代納政策の推進は、他方では旧来の貢租制度の整備を伴っていたが、その中に安石代納の廃止があった。佐賀県内では安石代納を行っていたのは、旧対馬藩領であった田代地域であった。安石代納の廃止は貢租の増徴となることから、様々な問題が生じたことから、増徴分の二〇%を勸農殖産に充当することを認めた。そこで田代地域のことに関して、明治六年五月九日に、佐賀県は大蔵省事務総裁大隈重信宛に「大豆安石代間金御下渡願」を提出した。以下のようなものである。

大政官第三百巷并定石代安石代等改正ニ付、出格之僉議ヲ以此度限旧格收入高ト右改正増加高トノ間金ノ内、凡

式割ヲ目途ト致シ、勸業授産之要費ニ充、人民奨励之道相尽候様壬申十月御布告相成、然処田代畑方ハ大豆収納、往古ヨリ現豆ハ纒ニテ低価ヲ以代納ス、此直段隣国平均之凡四部五位ヲ以テ定ム従前之方法ニ付、壬申大豆石代平均直段左ニ記載之通ニ付、右之四部半ヲ以旧格收入高トスレハ、改正増加高トノ間金ヲ以、茶并楮榧ヲ仕立、物産栄出之通尽力仕度、村方ヨリモ願出候ニ付、右間金御下渡被下度候也

一大豆七百拾壹石九斗貳升貳合壹均

此代金貳千七百七拾七円三拾錢八厘

但壹石ニ付金三円九拾錢壹厘壹毛四糸

此内訳

金千貳百四拾九円七拾八錢九厘

是ハ平均直段之四部半旧格收入高

金千五百貳拾七円五拾壹錢九厘

是ハ改正増加高之間金

此内

金三百〇五円五拾錢四厘

是ハ間金ノ内、凡式割ヲ目途ト致シ、勸業授産之要員ニ御下渡被下度候分

以上

明治六年
五月九日

佐賀県七等出仕 中山 平四郎

佐賀県楠参事 笠 貞繼

佐賀県参事 石井 邦猷

大蔵省事務総裁
参儀大隈重信殿

とある。⁽³⁾ 田代地域の安石代納に伴う事項が出ています。大豆を現物納とすれば七一石九斗余になり、これを大豆石代納値段三円九一銭余として代金が二七七円三〇銭八厘になるとしている。このうち四・五%の一二四九円七八銭九厘が旧来の石代納令であり、残り一五二七円五一銭九厘が増徴分である。五五%も増徴になっている。それゆえ、このうちの二〇%の三〇五円五〇銭四厘を勸業授産費に充当したので下渡してほしいと願っている。

安石代納廃止が田代地域では五〇%の増徴をきたしている。それゆえ、二〇%を勸業授産に当てざるをえないのであるが、前記の佐賀県からの伺いに対して、政府は明治六年五月に租税頭松方正義名で、次のように指達した。

書面旧蔵原県管下田代村、最前大豆安石代改正二付、間金下ケ渡之義云々申出ニ候処、壬申年地租帳何れ之廉ニ相当り候哉、右帳簿ニ大豆不相見、其上文中壬申年石代之四部半ヲ以旧格收入高トスレハ云々と有之候得共、右者辛未年収額高と壬申年收入高と比較令増加高之式通り勸業授産之要費ニ充候義ニ付、凡積ニ而者差支候条、今一応詳細取調之上、増加高^(ツマ)発揮と記載申出、聞届相成候上、増加高之式割下ケ渡シ別段ニ可申立候

明治六年五月

租税法陸奥宗光代理

租税権頭 松方正義印

と、⁽⁴⁾ 明治五年の地租帳には大豆納のことが出ていないので、更に詳細に調べることが命じている。安石代納廃止に伴う勸業費の支給には慎重であることが出ている。

明治六年五月九日に、佐賀県には明治五年十月から十一月十五日までの大豆の格価が報告されている。

明治六年五月二十五日に、佐賀県は政府に対して「石代雑税上納之義ニ付御届」とする書類を提出したが、それから石代納金のこと伺える。

壬申石代并雑税金等之内、左ニ記載之通中村検査権助受取証書面相添致上納候、此段御届仕候也

一金貳拾貳万四千八百三拾壹円貳拾六錢九厘

是ハ石代五分一月三十一日限旧藩札ニ而村々より納金

一金拾壹万八千九百八拾四円三拾貳錢貳厘

是ハ三月石代貳分五厘村々より納金并五月石代前金入テ

小以金三拾四万三千八百拾五円五拾九錢壹厘

此内訳

金四万〇三百貳拾貳円五拾六錢貳石

是ハ本年諸費凡積置金御下渡ニ付、納渡切手以本月上納

金四千貳百五拾円

是ハ本年第二常備金之内、御下渡ニ付納渡切手ヲ以本月上納

金七万円

是ハ三井小野組為替証書ヲ以本月上納

金拾貳万七千八百三拾壹円貳拾六錢九厘

是ハ別紙受取証書ヲ以此度上納

金七万円

是ハ右受取証書之内、新札ヲ以交換ニ附シ候分

金三万四千四百拾壹円七拾六錢

是ハ別紙受取証書ヲ以此度上納

一金三万五千六百六拾壹円三拾壹錢四厘

是ハ壬申雜税金之内、別紙受取証書ヲ以此度上納

一金壹万〇百九拾三円貳拾六錢七厘

是ハ壬申年宿舎并地所且竹木不用払下代之内、別紙受取証書ヲ以此度上納

明治六年五月廿五日

佐賀県七等主任 中山 平四郎

佐賀県権参事 笠 真繼

佐賀県参事 万井 邦猷

租税頭松方正義殿

と、^⑤石代納と雜税金が三四万三八一五円余納められている。この中で注目すべきは、七万円が三井・小野組の為替証書で上納していることである。為替証書で上納していることは、三井組と小野組が県為替方の運用に当たっていたことを示すものであり、また、三井組や小野組がこの資金を用いて、佐賀県内で経済活動を行っていたことを示唆している。

明治五年では、石代納がかなり進展していることが窺われるが、これには三井組や小野組の為替証書が運用されている。府県為替方を担当して、府県の官金を用いて経済活動を行っていたが、佐賀県でも、その様相が出てくる。石代納金三四万余円のうち、七万円が三井小野組の為替証書であり、二〇%が為替証書での納入になっている。石代納に際して、為替方の資金が運用されていることが窺われる。

注(1) 「官省進達」明治六年癸酉三月四分。

(2) 同。

(3) 同右、明治六癸酉自五月到六月迄。

(4) 同。

(5) 同。

五、むすびにかえて

明治初期における石代納の問題について、若干考察してきた。

幕藩期においては石代納は幕領などに用いられていたが、一般的には米納年貢制がとられていた。これからすると、明治初年の石代納は政府が貢租制整備の一環として、全国的に適用した所に特徴があり、それが幕藩期の石代納と大きく異なることであつた。問題なのは、この石代納を幕末期以降の地域米穀市場の発展の所産上に位置づけられた政策とみるかである。

佐賀県について、明治四年、五年と段階を追つて検討してきたが、貢租米の石代納は、政府の石代納推進政策によつて進展していたとみなすことができる。廃藩置県直後の石代納率は八%程であり微々たる状況であつた。これが明治五年では五七%に達する。この急激な石代納化は、藩札で石代納金を納入することを認めたことなどによつて促進された。正米納が家禄米の確保上から維持される必要があつたことからすれば、明治五年の石代納率は限界に近いものであつたとみなしえる。この点からすると、石代納は政府の政策によつて推進された所産とみるこ
とができる。地域米穀市場の十分な発展でないことから、石代納金の確保という問題が生じ、この状況を巧みに利用したのが、府県為替方に関係した三井組や小野組であつた。佐賀県では小野組が県為替方の業務を扱つていたことから、小野組と石代納との関係が問われるが、この件については、本稿では紙数の関係もあつて解明しなかつた。これはまた村段階での石代納の状況を検討することも求められることである。これらの課題を残しながらも、本稿

で解明した石代納の様相は、幕藩期の米納年貢制から地租改正への過程で、石代納が重要な機能を果たしたことを示めている。石代納による貨幣納化が地租金納化の歴史的前提をなしたとみなすことができる。

地租改正を米穀市場や土地市場の広範囲な展開の上に行われたと位置づけるよりも、政府の急速な中央集権化政策によるものとみなすことが肝要と思われる。この急速な統一化政策は地域住民との矛盾を強めることであつた。ここに地域社会との矛盾をめぐって、政府内部で抗争が生じ、それが明治六年の政変を生み出す一つの要因ともなつたとみなすことができよう。